

Ⅲ. ノーマライゼーション推進にむけた 基本的考え方

1. 計画の基本理念

障害者施策を展開するための理念として、本計画においては次の基本理念を掲げ、ノーマライゼーションの推進にむけた取り組みをすすめます。

自己決定の尊重

すべての障害のある人が社会の一員として、自らの生活のあり方を主体的に決定・選択し、あらゆる分野の活動に参加・参画できる社会の実現をめざします。

地域における 自立生活の支援

すべての障害のある人が、地域において自立した生活を送ることができるための支援体制の構築をめざします。

ともに生活する 社会の創造

障害のある・なしにかかわらず、個性の差異と多様性が尊重され、認めあう社会の創造をめざします。



2. 計画の基本目標及び重点事業

基本理念のもと、次に掲げる7つの基本目標を柱に、施策を推進します。

基本目標1 障害のある子どもを支援する

障害のある子どもが早い時期から、一人ひとりにあつた適切な支援を受けられることができるよう、障害の早期発見・早期療育、保育や教育の体制づくりをすすめます。また、障害のある子どもも、ない子どもも、ともに成長していくことのできる地域づくりを推進します。

■ 重点事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
2 障害児療育事業の充実(★).....	33
8 区立特別支援学級の整備.....	34
12 特別支援教育への対応に関する体制整備.....	34
16 障害児の放課後支援の充実(☆).....	35

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)



基本目標2 社会参加を支援する

障害のある人が障害のない人と同じように、社会の一員としてさまざまな活動に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、外出の支援を充実するとともに、日中活動の場づくりや障害のある人とない人の交流、趣味やスポーツ活動、余暇活動の場づくりなどを推進します。

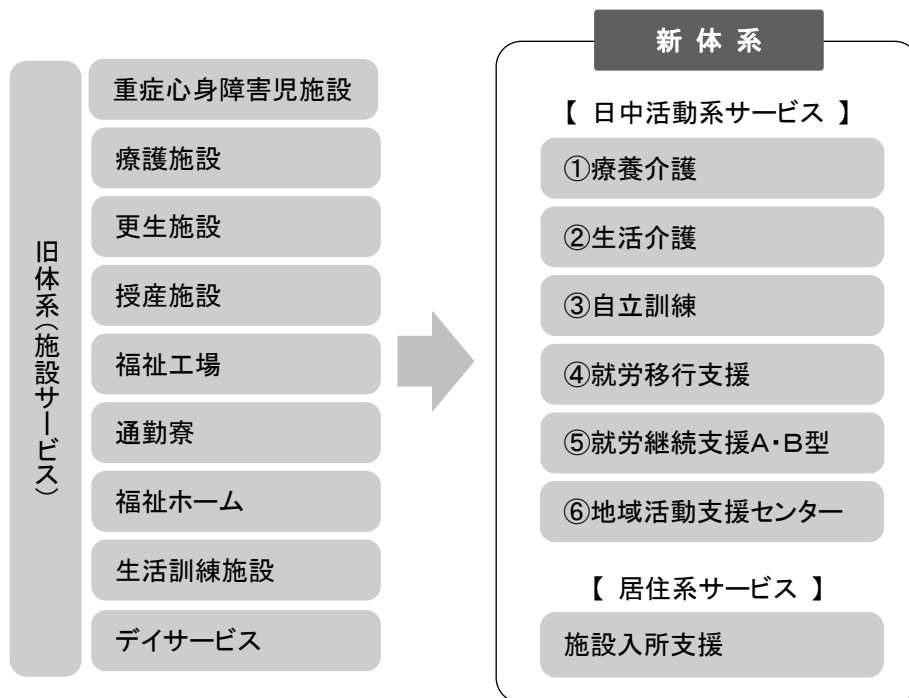
重点事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
19 障害者(児)移動支援の充実(☆)	38
26 障害者の日中活動事業の充実(★☆)	39
28 身体障害者福祉センター事業の充実	39

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

施設サービスの新体系(日中活動系サービス)への再編イメージ



※障害者自立支援法では、従前の施設サービス体系を、平成23年度までに新体系に再編することとしています(日中活動系サービスは6種類)

基本目標3 就労を支援する

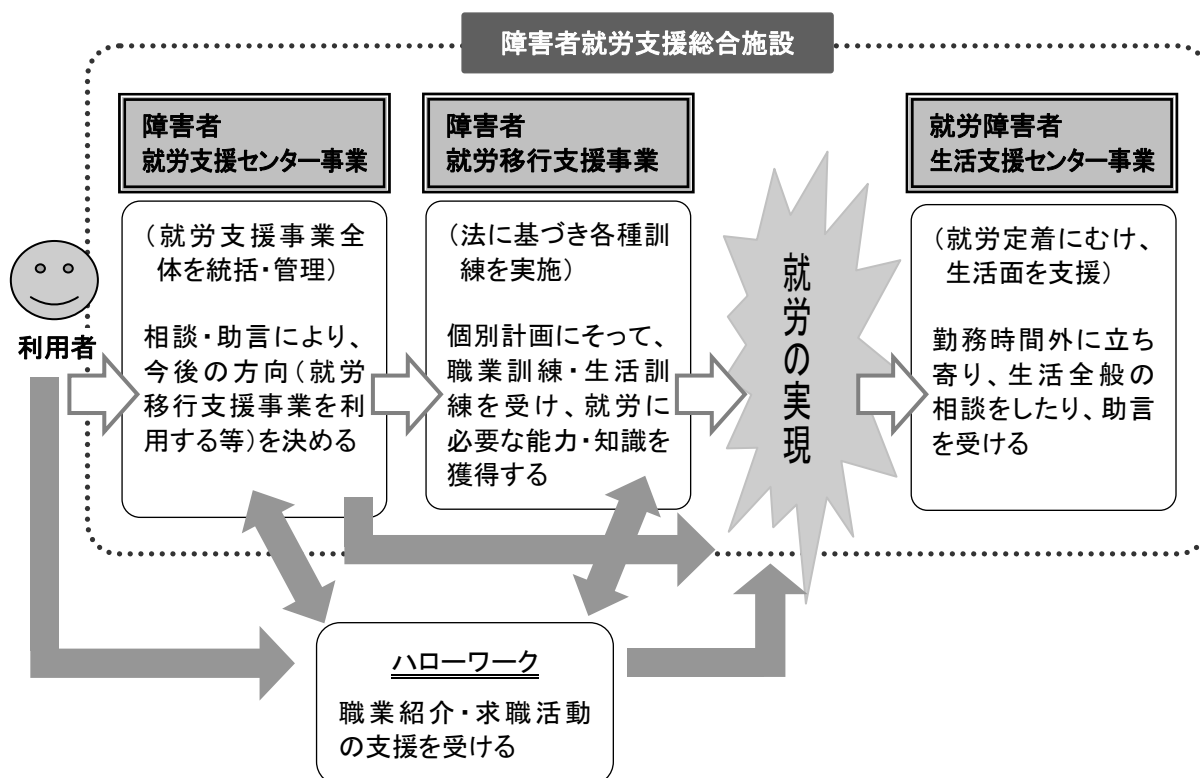
障害のある人が希望する仕事に就き、また安心して働き続けることができるよう、企業等での就労にむけた支援を強化するとともに、企業等で働くことが難しい人のための障害者施設における福祉的就労支援を充実します。

■ 重点事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
36 障害者就労支援総合施設の整備	42
37 障害者就労支援センターの充実	42
38 就労移行支援の充実(★)	42
39 働く障害者への生活支援・相談支援の充実	43
44 福祉的就労機会の保障(★)	43
45 作業所等経営ネットワーク事業の充実	43

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

就労支援のイメージ



基本目標4 地域生活を支援するサービスを充実する

障害のある人が地域であたりまえに暮らしていくことができるよう、地域で自立して生活することを支えるサービスを充実し、一人ひとりの状況や必要性に応じた支援をすすめます。

■ 重点事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
52 障害者(児)ショートステイ実施・誘導(★).....	46
60 コミュニケーション支援事業の充実(☆).....	47
72 住宅設備改善費等の助成.....	49

(★)は障害者自立支援法に基づく自立支援給付等(法内事業)

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

基本目標5 地域生活を支える体制を整える

どんなに障害が重い人でも、本人が希望する地域で、自立して自分らしい生活を送ることができるよう、地域での暮らしを支える場づくりや、地域で生活する上での相談にのり、支援する体制、経済面の支援などを充実します。

■ 重点事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
74 障害者グループホーム等の整備・運営支援.....	52
76 グループホーム等入居者家賃補助事業の実施.....	52
78 精神障害者退院促進・地域定着支援の充実.....	52
79 障害者に対する相談体制の充実.....	52
80 地域活動支援センターにおける相談支援の充実(☆).....	52

(☆)は障害者自立支援法に基づき区が行う地域生活支援事業(法定事業)

基本目標6 安心・安全に暮らせるまちをつくる

障害のある人が地域で安心・安全に暮らすことができるよう、地域の人々の障害や障害のある人への理解を深めていくとともに、障害のない人も含めたすべての人が利用しやすいまちづくりやわかりやすい情報提供、緊急時や災害時の支援体制の整備をすすめます。

■ 重点事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
97 障害者福祉啓発事業の充実	57
102 公共建築物等の改善整備	58
103 民間建築物のユニバーサルデザイン化への指導・誘導	58
107 福祉のまちづくり推進のための体制づくり	58
110 バリアフリーマップの運営	59
122 地域社会における障害者救護体制の充実	60

基本目標7 施策の推進体制を整備する

障害のある人が必要なサービスを十分に利用することができるよう、サービスの質の確保・向上に努めるとともに、民間事業者等と連携してサービスの量の確保をすすめます。

■ 重点事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
123 障害福祉サービス苦情対応体制の機能強化	62
124 障害福祉サービス第三者評価制度の推進	62
126 民間事業者との協働への検討	62
127 ホームヘルパー(訪問介護員)等の育成支援	62

ライフステージ別にみた障害者施策

乳幼児期	学齢期	青・壮年期
0歳	6歳	15歳・18歳

相談・支援	相談支援事業・地域活動支援センターⅠ型 権利擁護 各種手当 障害者基礎年金
療育・保育・教育	療育相談、経過観察 児童デイサービス 障害児保育、早期教育 就学・教育相談 区立特別支援学級 特別支援学校
就労支援	就労移行支援 就労支援センター・生活支援センター 障害者雇用の推進 就労継続支援B型(福祉作業所)
日中活動	すみだ教室 自立訓練 地域活動支援センターⅢ型(小規模作業所) 生活介護
社会参加	移動手段の確保 交流やスポーツ・レクリエーション活動の推進
保健・医療	訪問指導 障害児(者)歯科相談及び健診 こころの健康相談 各種医療費の助成
生活支援・介護サービス	ホームヘルプサービス、ショートステイ 日中一時支援 地域活動支援センターⅡ型 コミュニケーション支援(手話通訳者・要約筆記者の派遣) 紙おむつ等支給、入浴サービス、寝具洗たく乾燥、理美容 補装具費の支給、日常生活用具等の給付・貸与
住まい	住宅改修費の助成 グループホーム・ケアホーム 施設入所支援(障害福祉施設)
まちづくり	障害の理解の促進 ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくり 情報のバリアフリーの推進 緊急時の支援、災害時救護体制の整備

※介護保険の認定者は、原則として介護保険サービスを利用